

## 維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の3第2項による維持管理に関する計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12の6第1号～第9号及び施行規則第12条の7第5号による産業廃棄物処理施設の技術上の基準により、東京臨海リサイクルパワーにおける維持管理を以下のように計画いたします。

1. 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、搬入車両毎に計量します。
2. 処理施設への産業廃棄物の投入は、当該処理施設の処理能力を超えないように焼却処理します。
3. 施設から排水する水質は別紙「維持管理計画一覧」になるよう運転します。
4. 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
5. 運転を開始する場合は、助燃バーナで速やかに炉内温度を上昇させます。
6. 運転を停止する場合には、炉内温度を高温に維持して廃棄物を燃焼し尽くします。
7. 炉内に熱電対を取り付け、連続的に計測・記録します。
8. 集じん器に流入する燃焼ガス温度をおおむね摂氏200℃以下に冷却します。
9. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
10. 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去します。
11. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm(酸素濃度12%換算)以下となるように焼却します。
12. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
13. 排ガス中のダイオキシン類濃度を別紙「維持管理計画一覧」となるように運転します。
14. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年二回、ばい煙量又はばい煙濃度を2ヶ月に1回以上測定し記録するとともに、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の各濃度は連続的に測定し、かつ、記録します。
15. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
16. ばいじんを焼却灰と分離して排出し貯留します。なお、産業廃棄物焼却炉での飛灰は熔融炉でスラグとして回収され、スラグとして回収されなかった飛灰は重金属安定化剤及びセメント固化処理され処理灰バンカに貯留します。
17. 産業廃棄物焼却炉ではガス化炉でガス化し熔融炉で完全燃焼することで熔融炉三次出口温度1000℃以上(熔融炉二次室上部温度1250℃以上)に保つ構造とし、医療廃棄物焼却炉では850℃以上に保つ構造とします。  
なお、微量PCB汚染絶縁油の処理時は熔融炉三次出口温度を1100℃以上で燃焼します。